

資源物の持ち去り防止に係る 川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正への 意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和7年7月1日(火)～令和7年7月30日(水)
- 2 意見提出人数 : 16人
- 3 意見提出件数 : 24件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見
については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、
A～Pのアルファベット表記に変えて備考欄に記載しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	条文(第2条)	(用語の意義)第2条において、用語の規定を法の定めとするために(1)～(3)を削除するなら、本文中の「条例において、次の各号に掲げる用語の意義」は、号を削除しているので「おける用語の意義」とすべきと思います。	ご指摘のとおり、第2条を「この条例における、用語の定義は法の定めるところによる。」に修正します。	B-1
2	ごみ収集作業(第3条)	市内では、持ち去る男性老人が特に多い。ゴミの日に自転車で現れて、ゴミを漁る。治安が悪い。カンカンおじさんと呼ばれている。子どもたちにも見てはいけないと教えている。ちなみに収集作業員もグルなのか、持ち去る老人がいたときは、カンだけは置いていつている。収集作業員にも周知が必要。	今回の条例改正は、市及び委託事業者、地域で実施される再生資源集団回収の収集業者以外の者が、ごみステーション等から資源物を持ち去る行為を禁止し、市・事業者・市民等の理解と協力のもと、適正な収集、再生利用・処分をめざしています。 なお、カンだけを置いてくような行為は、収集作業を行う市及び収集委託事業者では確認されませんでしたが、適正な業務執行について改めて周知徹底を図ります。	C-1
3	ごみ収集作業(第3条)	回収時間が遅すぎるので一部のみ袋から抜いていくので、ゴミステーションが汚くなる。こちらは朝早く時間通りに出しているのに……！ 条例改正より委託業者に対して時間の問題があると思います。私の地区は紙などは午後4時過ぎに回収されます。あまりにもひどすぎるので回収時間帯の改正をお願いします。	現在のごみ収集は、燃やすごみ・プラスチック製容器包装はカラス被害等を防止するため午前中に収集し、その他のごみ種は午前または午後には収集を行っています。 この収集ルートは、市又は委託事業者が効率良く収集し、処理場に搬入できるよう設定しており、収集時間はごみ種別や量により異なります。	F-1
4	条文(第3条)	条例を確認しました。今回の持ち去り防止のための条例変更に伴って、「市指定清掃業者→市民」に変更が増えているように思いました。今もゴミの排出後の清掃や管理については市民がしていますが、市の管理下の清掃業者も回収直後の責任を今まで通りお願いいたします。	今回の条例改正で、市の一般廃棄物収集運搬許可業者や委託事業者が行う業務に変更はございません。 改正前の条例では第2条第3号に、土地又は建物の占有者を「清掃義務者」と定義しています。改正後の条例では、より分かりやすい条文とするため、この「清掃義務者」の定義を削除し、第3条に市民、市内の事業者その他市内において土地又は建物を占有し、又は管理する者を「市民等」と定義いたしました。	K-1
5	条文(第5条)	②現実道路にステーションとしているのが一般的に多いことから、不法投棄についての(清潔の保持)新5条第2項について不法投棄に対しての項目だとは思いますが、この言葉(清潔の保持)よりも、もっとはっきり(不法投棄について)とタイトルをした方がわかりやすい。申請されたステーション利用場所と不法においている場所とのすみわけをはっきりさせた方がよいと思います。	改正後の条例第5条第2項は、廃棄物の投棄が見られる場所を列挙したうえで、その他公共の場所を清潔に保つことを規定したものです。 また第1項では、市民等が占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持することを規定しています。 総じて改正後の条例第5条は、改正前の第4条の趣旨を引き継ぎ、市民等が占有・管理する場所や公共の場所の清潔を保持することを規定するものです。 なお、不法投棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されており、第16条第1項「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」ことに違反した場合、第25条第14号に基づいて罰則が適用されます。 ごみステーションは改正後の条例第11条で規定しており、市長が適正であると認めた場所としています。	O-2
6	条文(第7条)	第3条・第4条において、それぞれ市の責務・事業者の責務を明確に規定するなら、第7条として(市民の協力義務)として規定するのではなく、第5条として(市民等の協力義務)として明確に市・事業者・市民等の責務を規定する方がすっきりするのではないかと。また案では「市民」となっているが本文中は「市民等」となっているので()内は市民等とすべきと思います。	ご指摘のとおり、第7条を第5条に変更し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って(市民等の責務)に修正します。	B-2
7	条文(第7条)	①新第7条第2項の一部削除についてごみステーションは環境部に届けを出している場所でもある為、あえて削除しない方がよいと思います。	改正前の条例では、これまではごみステーションの定義がなく、第6条第2項の「所定の位置に集めるなど」で、ごみステーションに排出する旨を規定していました。 改正後の条例では、第11条でごみステーションの管理として、明確に規定することとしています。	O-1
8	ごみステーションの運営(第11条)	持ち去り防止を提示する。 缶は特にお金になる為持ち去る人が多い。川西市の財源になります。回収袋を作るのもお金が入ります。 私達の所では3年前からペットボトルの網を利用しています。其れからは取られる事はありません。一度検討をお願いします。	周知啓発は重要な取り組みと考えます。条例改正後は、持ち去り行為の防止について、広報誌やホームページ、SNSで発信するほか、ご協力いただけるごみステーションへの掲示物を作成する予定です。 ごみステーションの運営にご協力いただきありがとうございます。 カンは今現在、透明・半透明の袋に入れて排出いただいております、市が配布しているペットボトル回収用ネットをカンの排出に使用することは、破損や汚れなどが懸念されるためお勧めしておりません。	M-1
9	ごみステーションの運営(第11条)	今回の内容と少し外れますが、燃えるゴミ用のネットを市から配給していただきたいです。買い替えたくてもご近所に話す機会がありませんし、現在使用中のネットは、個人負担のネットなのでかなり痛みが激しくなっていますが、変更を言いづらい状態です。	ごみステーションの運営にご協力いただきありがとうございます。 市では鳥獣対策用ネットを無料で配布していますので、市ホームページをご覧ください。美加推進課へお問い合わせください。	K-2

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
10	ごみステーションの運営(第11条)	今般の条例改正により、不当な持ち去りが防止されることを非常に期待します。 本条例の第11条(ごみステーションの管理)に関するのですが、弊自治会の北東ごみステーションに、水路隔てた東側私有地(畑)から越境した枝が伸びており、資源ごみの集積/回収に影響するリスクがございます(コミュニティ協議会に写真提出済み)。弊自治会外の私有地にある樹木の枝で、且つ地権者の方も分からず弊自治会で伐採することも出来ない状況です。コミュニティ協議会に相談していますが、同会でも対処できない模様です。 本件、市の方で対処頂けると助かります。 よろしくお願い申し上げます。	ごみステーションの運営にご協力いただきありがとうございます。 個別の案件については、法的な対応が必要となりますので市の無料弁護士相談をご活用ください。	D-1
11	ごみステーションの運営(第11条)	③ごみステーション管理について 特に古いアパートなどのごみステーションについて 小さいアパートなどは、本来は事業所扱いではないかと思うのですが、昔から地域のごみステーションに置かれることが多い。昔は地域住民とのかかわりも多く地縁団体に所属してゴミ当番も一緒にしていましたが、現在は地縁団体に入らず共稼ぎということでゴミ当番はなくごみBOXのお金も出していない状態で、地域住民に迷惑がかかるケースがあります。 地域住民も高齢化やおなじように仕事に行く人が多くなり負担増です。大家さんが別の住所で地縁団体などと連絡が取れない状態が多く。 よっては地縁団体との連絡を一方的に遮断された大家さんもあります。大家の態度が地域への影響が大きいです。住民がその面倒をみるケースもあります。そのため所定の場所についてアパートの軒数にかかわらずできるだけ別にステーションを敷地内に作り申請してゴミを取っていただけるようにしていただきたいです。	現在、共同住宅のごみステーションは、川西市開発行為等指導要綱に基づいて、その共同住宅の住民が排出するごみステーションを敷地内に原則1カ所設置することとしています。 ご意見をいただきました、古いアパートなどのごみステーションは、平成16年度に規定を設ける以前に建築されたものであり、共同住宅の住民外の方と同じごみステーションに排出することとなっている状態と推察されます。 ごみステーションの新設は、道路幅等の配慮や利用世帯数の確認が必要になりますので、事前に美化推進課にご相談いただき、利用者や共同住宅の所有者、管理会社の承諾のうえ申請してください。	O-3
12	ごみステーションの運営(第11条)	④大家さんが別住所の場合のときのごみステーションへの管理責任について明らかにしてほしい	賃貸人は民法により賃借人が適切に使用・収益できるよう配慮する義務があります。 また、賃貸人がその物件の管理について管理会社に委託している場合は、その契約内容に応じて管理会社が責任を負うことになると考えられます。 個別の案件については、法的な対応が必要となりますので市の無料弁護士相談をご活用ください。	O-4
13	持ち去り対応策の提案(第18条)	【ゴミステーション管理の地域負担及び現状について】 地域によっては自治会会館も閉鎖された事で、地域での子供の想い出作りも出来ず、横繋りを育む町内会活動も弱められている状況において、"第11条ごみステーションの管理"を実施するにしても、今でさえゴミステーションの管理が個人負担になっている地域も多く、子供会などでの回収も希少活動となってきた昨今、「持ち去りを悪」とするのではなく、 例えば1:地域の貢献事業として回収業者さんと共存する方法(ルール設定や指定業者化)や、 例えば2:何でも無償奉仕(ボランティア)に甘えず、市内のシルバー人材雇用を生み出す事業としてスタートすることも出来るのではと考えます。 また、「持ち去りを悪」としないならば、川西市の目指しているゴミ減量にも繋がっていますし、ゴミ回収業と言う雇用を生み、納税に繋がっているとも言えます。 近隣のゴミステーションを管理している私の所見では、ひと昔前のゴミ回収業者とは異なり、現代ではあらゆるゴミがお金になるために、回収業者による不法投棄等もゴミステーションでの散らかしも散見されませんし、自治体並びに国崎クリーンセンターで断られる廃材も持って帰ってくれています。	ごみステーションの運営にご協力いただきありがとうございます。 今回の条例改正は、市及び委託事業者、地域で実施される再生資源集団回収の収集業者以外の者が、ごみステーション等から資源物を持ち去る行為を禁止し、市・事業者・市民等の理解と協力のもと、適正な収集、再生利用・処分をめざしています。 家庭からごみステーションに排出された資源物は、市が分別収集し、国崎クリーンセンターに搬入することで適正な再生利用や処分を行っています。このうち有価物として売却されたものは、国崎クリーンセンターの運営費に充てられており、構成市町全体の費用負担の軽減に寄与しています。 廃棄物は、行政による収集又は許可業者を通じて排出することで、適正な収集、再生利用・処分に繋がられます。	A-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
14	持ち去り対応策の提案(第18条)	平素、当自治会において何かとご尽力頂き誠に有り難う御座います。当自治会においても、現在自治会員様は減少傾向に有ります、それにより当然自治会収入も減少しており、又自治会費を増額にすれば脱会者を招く恐れが有り、又各家庭の事情も有るので、なかなか踏み切れない状況です。 市の資源ゴミを、当自治会も持ち去りを行っております、又皆様に必ず自治会の資源ゴミの日に出して下さいとお願いをしておりますが、組長会議の席上組長様から意見が出されました、本題自治会の資源ゴミに出したいが、何分家に置くスペースが限られており、又夏になれば虫も湧く為、仕方なく市の方へ資源ゴミ出しをしていますと言われております。 現在、資源ゴミ買い取り金額はkg当たり¥3と言えども、当自治会にとっては唯一の大きな収入源の一部となっております。 そこで提案ですが、各々の自治会内の資源ゴミを、市と自治会とで全て折半にして下されば如何でしょうか、市としてその様な考えはないでしょうか、そうすれば双方丸く収まるのではないかと考えており、提案をさせて頂きました。 上記も記述しております様に重複になりますが、本来当自治会に出される予定が置くスペース、夏場の虫が湧くと言った理由で市へ資源ゴミ出しをしていますとの事です。 資源ゴミの持ち去りを取り締まるのであれば、「おとり」を数か所仕掛けて、又その周辺に防犯カメラも配置をして注意をする、もしくは捕まえる事を提案をさせて頂きます。市の方もご検討下さる様重ねてお願い申し上げます。	自治会活動にご尽力いただきまして、ありがとうございます。 家庭からごみステーションに排出された資源物は、市が分別収集し、国崎クリーンセンターに搬入することで適正な再生利用や処分を行っています。このうち有価物として売却されたものは、国崎クリーンセンターの運営費に充てられており、構成市町全体の費用負担の軽減に寄与しています。 今回の条例改正は、市及び委託事業者、地域で実施される再生資源集団回収の収集業者以外の者が、ごみステーション等から資源物を持ち去る行為を禁止し、市・事業者・市民等の理解と協力のもと、適正な収集、再生利用・処分をめざしています。 再生資源集団回収奨励金制度が自治会活動の財源となっていることのご提案については、回収を月4回行っている自治会の例もありますので、実情に合わせて回数の増加などもご検討ください。 また、持ち去り行為の情報収集についてはごみステーション利用者などから美化推進課へ通報いただき、巡回等の対応を行ってまいります。その他の対応については持ち去り行為の発生状況に応じて検討してまいります。	E-1
15	持ち去り対応策の提案(第18条)	私は老人会の役員をしている立場から、ここ数年の市政に対して意見を述べます。 市は自治会・老人会を問わず補助金見直しを宣言し、納税者である我々の活動を制限するような対策をしてきた。私達高齢者の憩いの場を削減し、居場所づくりを目指す私達老人の願いを顧みず、子ども対策と言う隠れ蓑を使用して、数々の先人たちが残してくれた支援と言う名前も消しようとしている。お出かけ促進事業・健康マイレージも無くし、補助を貰うために必要な申請は高齢者には難しすぎる手続きの採用等で苦しめる行政を行っていると思います。 私達老人会は出来るだけお金をかけず、一般の高齢者も一緒に絆づくりを目指し、その原資づくりとしてアルミ缶の収集を実施してきました。この度資源物の持ち去り防止の条例改正で、私達の活動の原資を無くすような条例には断固反対します。私達はあくまでもボランティア活動として回収しております。但し商売として回収している業者に対しては、反対しません。以前私達が収集して塀の中に置いておいた物を取って行こうとした業者もありました。 本来市が回収する廃棄物は決められた方法で回収するのが仕事であり、資源物だからと言ってこれは市の所有物だと言って決めつける事には反対です。登録をした人たちには収集出来る形にして頂けるよう切望致します。	老人会の運営にご尽力いただきまして、ありがとうございます。 今回の条例改正は、市及び委託事業者、地域で実施される再生資源集団回収の収集業者以外の者が、ごみステーション等から資源物を持ち去る行為を禁止し、市・事業者・市民等の理解と協力のもと、適正な収集、再生利用・処分をめざしています。 市では、登録した自治会・老人会・子ども会等で実施される再生資源集団回収を奨励しており1kgあたり3円の奨励金を支給していますので、老人会活動として資源物の収集を行うのであれば、当制度への登録をご検討ください。 団体登録方法については、市ホームページをご覧ください、美化推進課にお問い合わせください。	G-1
16	持ち去り対応策の提案(第18条)	ゴミステーションをナンバーロックにして、資源ごみの時には各自施錠したらいい	ごみステーションは利用者に運営をしていただいております。その形態は様々であり、ご提案の施錠については、容器が置ける場所か、鍵の開け閉めをどのように行かなどの課題が想定されることから実施は困難であると考えています。	H-1
17	持ち去り対応策の提案(第18条)	持ち去られた資源ごみを換金する買取事業者に対しても、これを機に買取に際して「持ち去った資源物でないかの確認」を規定する事を条例に盛り込むことは出来ないか。	今回の条例改正は、市及び委託事業者、地域で実施される再生資源集団回収の収集業者以外の者が、ごみステーション等から資源物を持ち去る行為を禁止し、市・事業者・市民等の理解と協力のもと、適正な収集、再生利用・処分をめざしています。 ご提案いただいた買取事業者での確認は、買取事業者に持ち込まれた時点で、どこでどのように収集した資源物かを判別することは困難であると考えています。	B-3
18	対応策の提案(第18条)	不十分と思われる点 1. 持ち去り等の違反業者等が外国人(特に中国)で、国外に出てしまった場合、どのようにして追跡するし規定を実行するのかの記載がない 2. 上記の場合氏名公表は罰則としての意味を持たない	持ち去り行為の情報収集についてはごみステーション利用者などから美化推進課へ通報いただき、巡回等により行為者を特定することを想定しています。 目的は持ち去り行為の防止であり、行為者が国外に出た場合、特定は困難になりますが、持ち去り行為自体を行えない状況になります。	L-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
19	対応策の提案(第18条)	不十分と思われる点 3. 同一違反業者が再犯した場合の処罰規定がない	改正後の条例第19条の規定により、市が特定した持ち去り行為者が命令を受けたにもかかわらず再度持ち去り行為を行った者を公表します。 その行為者が再度持ち去り行為を行った場合は、すみやかに公表の手続きを行うなどの運用を想定しています。	L-2
20	対応策の提案(第18条)	不十分と思われる点 4. 発火・火災の重大事故や環境汚染の可能性が極めて高いリチウムイオン電池の無分別廃棄とそれを持ち去った場合の罰則規定がない	リチウムイオン蓄電池等の不適正な排出は火災の危険性があることなどから、令和7年3月に環境省が標準的な分別収集区分に加えたところです。これを受けて、従来からの許可業者や電気店などの回収体制に加えて、市の収集・処分体制の構築を進めているところです。 また、持ち去り行為を禁止する資源物は、規則に規定することとしており、現在のところ、カン、古紙、金属類やリチウム蓄電池等を含む家電製品などを想定しています。	L-3
21	賛成(第18条)	改正案賛成の立場で一言 自治会で市回収日と別に資源を回収し自治会運営などに還元している取り組みがあり、出来るだけ市の回収日及び自治会回収日に出すようにしている。その回収日にかぎってアルミ缶や古紙を個人で回収している人を見かける。 出来るだけそんな人とは遭遇しないように時間を考えて出すようにしているが、こちらが出すのを待っておられるような時もあり納得がいかない。所有権を放棄して処分するものであるから窃盗とは言えないまでも公共の利益をネコババしている感があり以前から気になっていた。捨てるときに待ち受けられていてもあまり気持ちのいいものではない。	今回の条例改正は、市及び委託事業者、地域で実施される再生資源集団回収の収集業者以外の者が、ごみステーション等から資源物を持ち去る行為を禁止し、市・事業者・市民等の理解と協力のもと、適正な収集、再生利用・処分をめざしています。 持ち去り行為の情報収集については、ごみステーション利用者などから美化推進課へ通報いただき、巡回等の対応を行ってまいります。なお、「ごみステーション内の不法投棄・野生死獣・資源物の持ち去り通報システム」も利用を開始しているためご活用ください。	I-1
22	賛成(第18条)	いつも地域美化推進にご尽力いただき有難うございます。 この度の資源物の持ち去り防止条例の一部改訂案については賛成致します。 当自治会内でも、資源物を置くステーションを狙い、車で乗り付けて持ち去る者を度々見掛けております。周辺の伊丹、宝塚、尼崎市は既に持ち去り禁止規定は施行されていると聞いております。川西市においても、この条例改定により、不適切行為者による持ち去り抑止効果を期待しています。 住民の中には、勝手に持ち去られる事に対してあまり意識されていない方もいます。決められた者以外扱ってはならない物と言う意識改革につながる事も期待しています。 引き続き地域住民との連携と、ご協力をお願い致します。 以上	今回の条例改正は、市及び委託事業者、地域で実施される再生資源集団回収の収集業者以外の者が、ごみステーション等から資源物を持ち去る行為を禁止し、市・事業者・市民等の理解と協力のもと、適正な収集、再生利用・処分をめざしています。 今後とも、美化推進施策へのご協力をお願いいたします。	N-1
23	賛成(第18条)	「資源物の持ち去り防止に関する条例改正」について、私は一市民として賛成いたします。 ・持ち去り行為の抑止力となること ・警察などの関係機関や市、地域、住民がより迅速かつ適切に対応できるようにすること 上記を実現するために必要な取り組みだと感じています。 一方で、改正に時間がかかることは理解していますが、すでに困っている方がいる中で対応が遅れているのではないかという思いもあります。 私が住む地域では、紙類の資源ごみが自治会と契約している回収業者が来る前に、自宅前から持ち去られてしまいました。その後、業者名を書いた紙を資源物の上に置いたり、現在は早朝に回収してもらうといった対応がとられていますが、回収業者の負担が大きく根本的な解決にはならないと感じています。 また、別の地域のマンションでも同じようなことがあったと聞いています。そこでは缶がまとめてゴミ置き場に出されていたのに、わざわざ扉を開けて持ち去られたとのことで、かなり悪質な行為ではないかと思いました。このマンションにも回収を契約している業者がいます。相談した警察には「条例がないため対応できない」と言われたそうです。「条例がない川西市だから狙われているのでは」という声もあると聞いています。 こうした話から、資源物は単なる「捨てたもの」ではなく、「価値のあるもの」なのだと実感します。業者が費用をかけて回収している以上、持ち去りによって損失が生じれば、地域の仕組みにも支障が出てしまいます。そうした事態が実際に起きている以上、法的な根拠をもって対応できる体制を迅速に整えることが必要だと思います。 資源物の回収は、住民や地域、そして業者の協力で成り立っている仕組みです。この信頼関係が壊れてしまわないよう、現場の実情をふまえた制度づくりをぜひお願い申し上げます。	今回の条例改正は、市及び委託事業者、地域で実施される再生資源集団回収の収集業者以外の者が、ごみステーション等から資源物を持ち去る行為を禁止し、市・事業者・市民等の理解と協力のもと、適正な収集、再生利用・処分をめざしています。 持ち去り行為の情報収集についてはごみステーション利用者などから美化推進課へ通報いただき、巡回等の対応を行ってまいります。なお、「ごみステーション内の不法投棄・野生死獣・資源物の持ち去り通報システム」も利用を開始しているためご活用ください。	P-1

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
24	その他	自治会活動の一環として、昨年度より資源ごみ回収に今まで以上に力を入れています。自治会員の方がゴミステーションに放棄された資源ゴミを回収して下さったり、色々とリサイクル活動に協力してくださっています。そういった活動ができなくなるのでしょうか？川西市からの頂く補助金も大変ありがたく助かって居ます。 自治会の回収日を狙って、資源ごみを回収する業者が居て困っているのも事実です。 資源ごみの回収利益は自治会活動をする上で今では大切な収入源になっています。 どうか地域自治会を支援して頂けるような、わかりやすい条例にして頂きたいです。	再生資源集団回収奨励金交付事業は従来通り実施いたします。 今回の条例改正は、市及び委託事業者、地域で実施される再生資源集団回収の収集業者以外の者が、ゴミステーション等から資源物を持ち去る行為を禁止し、市・事業者・市民等の理解と協力のもと、適正な収集、再生利用・処分をめざしています。	J-1